

議案第154号

静岡市定年退職者等の再任用に関する条例及び静岡市職員退職手当支給条例の一部改正について

静岡市定年退職者等の再任用に関する条例及び静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市定年退職者等の再任用に関する条例及び静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

(静岡市定年退職者等の再任用に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市定年退職者等の再任用に関する条例(平成15年静岡市条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号」に改める。

(静岡市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 静岡市職員退職手当支給条例(平成15年静岡市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。